自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十六号

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十七号

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

附則第二項の見出し中「、保管場所標章等の規定」を「の規定等」に改める。

附則第四項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の項を削る。

附　則

この政令は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

内閣総理大臣　石破　茂

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十八号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十一月八日とする。

総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　牧原　秀樹
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子
農林水産大臣　小里　泰弘
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十九号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）の施行に伴い、並びに都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十一条第一項、第九十九条第一項及び第百十二条、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第九条第一項ただし書及び第十七条第一項、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第七十一条第一項第一号、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第十七条第二項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第十八条第二項、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第九項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市緑地法施行令の一部改正）

第一条　都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十四条第九項第六号」を「第十四条第九項第七号」に改め、同条第五号及び第六号ロ(5)中「堆積（たい）」を「堆積」に改める。

第七条中「土地の買入れ」の下に「若しくは負担」を加える。

本則に次の三条を加える。